

2021 年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書

日本経済は、1年以上にわたって新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。感染症対策と経済成長の両立に必要なことは、雇用の確保を大前提に社会全体で雇用を維持・創出すると同時に、「底上げ」「底支え」による所得の向上と社会基盤を支える中小企業や有期・短時間等で働く労働者の「格差是正」の実現である。将来不安を払拭した上で個人消費を喚起し、内需を拡大させていくことが必要不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会生活の基盤を支えるエッセンシャル・ワーカーが注目されることとなったが、多くのエッセンシャル・ワーカーの処遇は低位にあり、処遇改善の観点からも最低賃金の引上げの重要性が指摘されている。

最低賃金については、2010年、政府の雇用戦略対話（政労使）において、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すこと」を合意している。

しかしながら、2020年度の最低賃金は、全国加重平均902円となり1円の引上げにとどまった。本県を含めた7県が全国最下位の792円となっており、最高額である東京都の1,013円とは221円の格差が生じているばかりか、800円にも届いていない。

最低賃金は、総合指数に基づき4つのランクに区分されているが、本県は総合指数がDランク最高水準にありながらも全国最下位にあり九州内隣県とも差額が生じている。最低賃金の地域間格差が、隣県や都市部への労働力流出の一因になっているとも言われており、総合指数に見合った水準とすることが重要である。あわせて最低賃金の引上げのためには、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、とりわけ、経営基盤が脆弱で雇用維持に不安を抱える中小企業・小規模事業者への支援強化・充実が求められる。

よって、国会及び政府においては、大分県最低賃金のあるべき姿への引上げとコロナ禍における中小企業・小規模事業者支援のさらなる拡充を行うよう下記の事項について要望する。

記

1. 雇用戦略対話を十分尊重し、最低賃金の引き上げにより経済の自律的成長を実現すること。
2. 設定する最低賃金は、総合指数に見合った水準とすることはもちろん、県内での労働力確保につながる地域間格差の是正を図ること。
3. 最低賃金を引上げる環境を整備するため、中小企業・小規模事業者への影響の検証、各種支援制度の継続と実効ある対策を図ること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 2 8 日

大 分 市 議 会